

令和 6 年度国分寺市相談支援スキルアップ研修 ブラッシュアップ研修

日付:令和 6 年 10 月 17 日(木)

時間:午後 1 時 30 分~午後 2 時 30 分

場所:KOCO・ジャム多目的室

「子育て相談室についてとヤングケアラーとその世帯への支援について」

講師:国分寺市 子ども家庭部 子育て相談室 相談支援係 係長 小林 亜紀氏
ヤングケアラーコーディネーター 久保 恵美子氏

<国分寺市の現状について>

- ・国分寺市の出生数は年間で 940~1000 人程(減少傾向)。
- ・転出より転入が多く、人口としては 0 歳児より 1~2 歳児の人口が増加している。
- ・他の自治体に比べて労働人口が多い。

<子ども家庭支援センターの説明概要>

18 歳未満の子どもとその家庭を支援する。

- ・何か起こった時に通告する場所
- ・子どもに関する相談事業
- ・虐待等の対応(要保護児童対策地域協議会の開催)
- ・里親の普及啓発(在宅サービス基盤整備事業 東京都と児童相談所と共同事業)
- ・市内 12 カ所の親子ひろば事業

<子どもをめぐる施策について>

虐待に関わる相談件数

- ・令和 4 年度 219,170 件(平成 11 年度の 19 倍)
- ⇒相談件数増加の背景は、警察からが一番多く 60%程度ある。児童福祉法の改正により、夫婦間の暴力を目撃することも児童の心理的虐待に当たると明記されたことが影響。夫婦間での暴力の目撃による児童への心理的虐待案件については、市区町村対応となっている。児童虐待について通告の義務があることが周知されつつあることで、うなぎ上りの数字になっている。
- ・なぜ虐待件数が大幅に増えているのか。
- ⇒虐待が起こる根本的な対応が求められている。虐待案件の詳細を調べると、母子保健分野で保健師が把握していた件数は、通告数が 100 件として、その内 18~20 件程度となっている。保健師が全数訪問(ポピュレーションアプローチ)する中で虐待のリスクがある家庭の把握の見落としがあるのではないかと推察している。
- ・国の動向として、今まで年齢や担当部署でわかれていた児童福祉・子ども家庭支援センターと母子保健事業を一体化する動きがでてきた。母子保健と児童福祉が共に支援する体制整備により、国分寺市は今年 4 月から機構改革として子ども家庭支援センター(健康部)と母子保健係(子ども家庭部)を合併し、子ども家庭部 子育て相談室(子ども家庭支援センター)相談支援係、保健師が所属するのが母子保健係となり一つの課となった。来年 4 月からは、いずみプラザ 1 階に移転し、場所も一緒になる。子育てに困難を抱える世帯や子どもの SOS をできる限り早期に把握し、必要な支援を届ける体制の構築を図る。

<児童福祉と母子保健の違い>

児童福祉

- ・起こっていることに対応し、社会環境を整えることが目的であり、達成されると支援終了となる。

母子保健

- ・予防のための支援をする。今ある状況をアセスメントして、起こりうることを予測して対応する。保健師を中心に動いている。

<ショートステイ事業について> (児童福祉部門)

東京サレジオ学園(小平市)に委託している。4床枠があり、対象要件に該当し空床があれば利用できる。

- ・保護者が養育できない状況のとき(保護者の疾病、出産等)。
 - ・障害児の対応は、要相談。一対一での対応が必要な場合、利用できない。
- *問い合わせは、子育て相談室 相談支援係(地区担当)に連絡。

<ヤングケアラーについて>

- ・法的な定義はなかったが、今年6月に子ども・若者育成推進支援法が改正され、「家族の介護 その他の日常の世話を度に行っていると認められる子ども・若者」と、初めてヤングケアラーについて明記された。国分寺市は令和5年度からヤングケアラーコーディネーターを1名配置している。
- ・定義にある「過度とは？」
⇒子どもとして本来あるべきこと(学校へ行く、友だちと遊ぶ等)が後回しになっている状態を言う。

ヤングケアラーコーディネーターの業務内容

- ①個別ケースについて:本人・家族との対話、情報集約、機関への相談支援・助言・つなぎ
 - ②関係者との日々の関係性構築・研修実施・地域の支援団体との連携
- *関係者の方がヤングケアラーに気が付き支援につなぐ場合は、ヤングケアラーコーディネーターに情報を集約してもらいたい。

<ヤングケアラーの支援について>

実態調査(中学2年生への調査)で1クラス30名のうち約1~2名該当があった。ヤングケアラーは、本人に自覚がない。周囲が気付くことや、関係者が発見することが大切である。

支援の基本方針

- ①特別な存在でないことへの理解
 - ②本人の意思に沿った支援・プライバシーへの配慮
 - ③家庭全体を支援する視点の重要性
 - ④見守り・共感を含めた幅広い支援、多機関・多職種の連携の重要性
 - ⑤若者ケアラー支援への連続性の認識
- *「ヤングケアラー」という言葉は、本人や家族にとってショックとなる強い言葉でありうることを理解する。

(以下、質疑応答)

Q.受給者証を持っている障害児はショートステイの利用はできないのか。

A.お子さんの状況に応じた対応になるので相談して欲しい。全て受け付けないわけではないが、職員の経験不足もあり、難しい部分がある。
⇒受給者証を持っていることを伝えた時点で利用できないと言われたことがあった。軽度の発達障害のある児童の場合、障害サービスが使いにくい場合があり、利用できると良い。

Q.市内でピアサポートの活動はあるか。

A.東京都の補助事業として国分寺市の近郊で行っている。ヤングケアラーコーディネーターに連絡いただければ、情報収集しているので案内できる。
⇒近郊の市での利用はできるのか。とても良い社会資源だと思うので、国分寺市内でも立ち上げてもらえると良い。

Q.学校側に周知した反応や手ごたえはあるか。

A.ヤングケアラーという言葉が広がることで、家族のお手伝いをしている子との認識から支援が必要な子だとの捉えの変化を感じる。相談を受けることも増えてきた。状況の共有は少しずつできてきている実感はある。

Q.成功例の具体的な支援を教えてください。

A.まだ積み上げられていない。ケアしている子どもは役割として担っている部分がある。その子にとって何が良いのかを検討しつつ、関係機関と連携しながら対応していきたい。

以上